國學院大學学術情報リポジトリ

三宅島のシンルイと葬儀 ：“神仏協働”の互助関係

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-04-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大場, あや メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001566

三宅島のシンルイと葬儀
—“神仏協働”の互助関係—

大場　あや（PD研究員）

はじめに

日本の伝統的な村落社会は、家（イエ）を単位とした本末の系譜にもとづく同族（団）と地縁による近隣組織という２つの原理の家連合に加え、個人を単位とした年齢・性別にもとづく青年団や婦人会、信仰にもとづく各種講組織など、様々な社会集団・関係によって成り立ってきた[1]。こうした社会集団・関係に対する研究は、社会学・社会人類学ないし文化人類学・民俗学等を中心に膨大な蓄積を誇るが、なかでも「親類」をめぐっては未だに定説が定まっておらず、不明な点が多い。本稿は、この親類について、三宅島の事例から一考察を加えるものである。

「親類」の項目を持つ既出の辞典類によれば、親類は「同族及び姻戚の総称」（『民俗学辞典』、1951年）、「親族の総称として用いられてきた慣用語」であり「同族と対比して、血族と姻族の双方にわたって成立する親族の一定範囲」（『新社会学辞典』、1993年）であるとか、「婚姻や養子縁組を契機に結ばれる家・家族間の社会関係」（『日本民俗大辞典 上』、1999年）などとされている[2]。また、明治民法および現行民法における親族の規定（「６親等以内の血族・配偶者、３親等以内の姻族」）とは必ずしも一致せず、「親類は地域の社会的諸条件によって変差」（『日本民俗事典』、1972年）があるという[3]。

親類の呼称も地域によって異なり、シンルイ・シンセキ・エンルイ・オヤコ・イトコ・イッケショ（一家衆）・ユイショ（結衆）・ハロウジなど様々である[4]。加えて、これらの慣行は地域が変われば内容も異なる場合がある。例えば、シンルイは、基本的には親類関係であることが多いが、地域によっては同族を指すこともある[5]。親類の範囲や機能も地域により多様であるが、主に田植えや稲刈りなどの共同労働、婚礼、屋根替え、葬式などの行事において重要な役割を果たしてきたことが指摘されている[6]。

さらに、親類をめぐっては、同族や親族との比較・対比、構成単位（個人か家か）、構成原理（どのような関係にある家・個人がどのような契機で取り結ぶのか、その関係は固定的か流動的か、超世代か世代限定的か、家連合か否か、定型的な集団か非定型の関係かなど）について多くの議論がなされてきた。先行研究の知見に照らせば、三宅島のシンルイ慣行は、どのような機能・構成原理をもつ関係ないし集団として捉えることができるのだろうか。

以下で見ていくように、三宅島のシンルイは、現在、島北部の神着地区（旧神着村）にのみ存続し、機能は葬儀互助に特化されている。神着のシンルイについては、管見の限り、1956（昭和31）年に実施された共同調査の報告や1978（昭和53）年の民俗調査におけるごく限られた記述があるものの（後述）、「予報的性格」に止まっており、その詳細は未だ明らかではない。

神着は、歴史的に人口の流動性が高い三宅島の中でも、明治初期以降、神道信者と仏教徒

が混住してきた地域である。そのような特徴をもつ同地において、人々はいかに協働し、葬儀という急を要する事態に対応していたのか。筆者が調査したいくつかの事例から神着におけるシンルイの特質に迫ってみたい。

1．親族と親類

具体的な事例を見ていく前に、社会学・社会人類学ないし文化人類学・民俗学を中心に進められてきた親族および親類の研究について、本稿の議論に関する範囲で簡単に整理しておきたい。

（1）構成単位――個人か家か

親類は、それ自体が主題化されるというよりは、同族ないし親族との関連において言及・分析されることが多かった[7]。前述のとおり親類について、様々な論者が言及してきたが、大きな論点の１つであり、かつ、未だに共通見解を得られていないのが、その構成単位である。すなわち、親類は家と家の関係なのか、個人間の関係なのか、という点である。

社会人類学･文化人類学における親族論では、親族の組織化について、①同じ祖先（先祖）を基点にして（ancestor-centered）関係が構築される出自集団（descent group）と、②自己を中心に（ego-centered）親子・婚姻関係の多系的な連鎖的拡大によって同心円的に構造化されるキンドレッド（kindred）とに分けられる[8]。日本の場合、前者は同族、後者は親類関係に対応するとされてきた（ただし諸議論あり）。前者は、家の継承・維持を目標に、本・分家間の主従関係に基づく相互扶助を行い、集団的地位の永続性と排他的境界性を明確に保持しようとする志向性を持つのに対し、後者は、対等原則に基づく日常的相互援助や相互接触、情緒的安定などを主要な目的とし、関係の範囲・役割の流動性ないし不明確性を伴う傾向にあるという[9]。よって、親類は個人を中心に展開される対等かつ流動的な関係であると理解されていると言える。

ただし、日本の親族・親類の具体的な検討からは、その特質を同定する上で家との関係が無視できないことが指摘されている。例えば蒲生正男は、親族の諸形態の類型的な把握を試みた中で、「親族は基本的には親子・兄弟・夫婦関係を結合の契機とした個人単位の関係」であるとしつつも、親族集団として構成される場合には必ずしも個人を直接的な単位とするとは限らず、「日本の親族集団には個人を家として類別し、家の系譜関係を強調する事例がある」と述べている[10]。

また、光吉利之は、本来キンドレッドは自己中心的な双系的・選択的ネットワークを構成するが、日本の親類関係は制度的な家の規範性によって義務的・規定的体系（prescriptive system）としての性格を強めるため、「内部的には個人関係的なキンドレッドの構造を潜在的にふくみながらも、具体的には家長中心的な家を単位とした「家連合」として発現する」と論じている。したがって、父系に傾斜した非対称な「単系的親類」とも言える性格を濃厚にするが[11]、丹後山村の事例からは、インフォーマルな交際・協力領域においては双系的な対称性が見られることを報告している[12]。

（2）連合形態――家連合を形成するか

一方、親族・親類を家連合概念によって分析した研究も見られる。中野卓は、都市の商家

の同族団と親類を分析する際、親族関係を「個人を単位とする関係」、親類関係を「家を単位とする関係」かつ「親族的関係の連鎖がそれらの家々を連合させる契機になっているもの」と規定し、両者を明確に区別している[13]。「個人をさして親類と呼ぶことがあっても、それは親類たるその家を代表する者または親類たる家に属する者の意味でそういう」からであり、同族団（同族的家連合）に対し、親類を「親族的家連合」と呼んでいる[14]。また、親類は、「対等的な交際を中心とする共同連携」を示し、「各家ごとに視野的構造をもってさまざまな範団（原文ママ）をとる家連合という、特殊な非完結的な社会圏の重なり合いという形で存在している」。ただし、家を単位とする限り、それぞれの家が持つ同族関係における立場と無関係ではありえないとしている[15]。

竹内利美は、直接的に親類を対象としたわけではないが、親族関係にもとづく家連合を「親族的家連合」と呼び、複数の東北村落の事例を踏まえてその特質を指摘した。すなわち、親族関係は「特定の個人を中心とした親縁者（配偶者・血族・姻族）の一定のひろがり」を指し、それに基づいて生じる家連合は「個々の家ごとにそのひろがりの圏を異にする」。親族としての結合関係は主に婚姻を契機に生じ、当該者の死亡＝葬送によって親族関係の序列が変わり、世代の経過によって消失していく。よって、親族的家連合は「あくまでも個別的で定型的集団形態を示さ」ず、成員構成の上でも「流動的で恒常性をもたない」とする[16]。

他方、北関東の農村の事例から「家連合としての親類」を検討した福田アジオは、家連合となり得る条件についても論及している。親類は、当事者間の親族関係に基礎づけられつつも明らかに家を単位としているが、単に相手を親類として認知しているだけとか、何か特別な時に儀礼的に贈答や訪問をするだけの関係ではなく、年中行事としての訪問贈答やユイなどの労働交換などを含めた「生活上の種々の契機について結合している共同関係」（有賀喜左衛門）である場合に、その恒常的な生活連関によって「家連合」として把握できると指摘している[17]。また、夫婦の兄弟姉妹関係などは、基本的に家連合としての親類として成立現象するが、世代交代を重ねるうちに次第に家連合的性格が消え、一般の親類（単なる家単位の付き合いとしての親類）となり、やがて親類の範囲からも外れ、まったくの他人となる。よって、親類そのものは家連合ではなく自己中心的な双系的親族組織として把握すべきだが、家制度とそれを基礎づける嫁入婚に規定され、居住近接する率の高い夫方＝父方に常に傾斜し、家が家業経営体としての性格を持つことによってその傾向はさらに強められると論じている[18]。

なお、上野和男は、親類の諸形態とその特徴を整理し、親類を構成する家について、①その家から分家・独立した家、②その家から婚出・養子転出した者の婚家とその親類、③その家に婚入・養子転入した者の実家とその親類の３タイプに分けている。①は本分家関係であり、家の系譜関係が認知され機能する限り永続的で、その範囲はほぼ固定的であるのに対し、②・③は姻戚とも呼ばれ、個々の家によって範囲が異なる。世代交代によってその中心および範囲が移動し、固定的・持続的集団を形成しにくい世代限定的（ほぼ上下２～３世代）な性格を持つと述べる[19]。

上記②・③の流動的かつ世代限定的・非恒常的な性質については、前出のとおり竹内や福田も指摘するところであるが、中野は、離別等により不和が生じておらず、両家にとって好ましい人柄や業績が思い出されるような人物を媒介とした親類関係は――系譜関係の場合ほどではないにせよ――本人の死去後もかなり長期間維持されることもあると記している[20]。

また、親類の基盤とする関係性の違い（系譜関係か姻戚関係か）や個人的親近性によって、固定的・持続的／流動的・世代限定的といった性格の差異が生じ、親類関係内部に序列が設定されることもあり、例えば、イチシンルイ／ニシンルイ、オモシンルイ／ヒラシンルイ、コイシン／周縁的親類、イチオヤコ／ニバンオヤコ／オヤコ・イトコ、ムラウチのシンルイ／ホカムラのシンルイなどと呼び分けられたりする[21]。

以上から、親類の構成単位や構成原理をめぐっては、各事例に基づいた様々な定義および見解が提出されてきたことが分かる。親類は、基本的にはキンドレッドの構造を持ち、個人を単位とした対等な交際・協力を行う流動的かつ世代限定的な関係であるが、日本では――少なくとも家慣行が普及し、その規範の影響力が強かった時代・地域においては――村落社会の構成単位である家を単位として親類関係が現出し、それに基づいて生活連関を伴う家連合が形成される場合もあったと理解することができよう。ただし、系譜関係を介する親類でない限り、その家連合は家ごとに異なる親類関係の広がりを持ち、定型的な集団形態を示さない。したがって､世代の経過によってその構成員も流動するという性質を持つ。もっとも、親類のあり方は地域によって千差万別であることを念頭に置いておく必要があるが、さしあたり本稿では、上記のように親類を捉えることとする。

以上の議論を踏まえ、本稿では、三宅島神着のシンルイについて、①構成単位（個人か家か)、②構成原理（範囲・機能・形態）の観点から分析し、神着のシンルイをどのようなものとして理解すべきか、考察したい。

２．神着の概要と「旧六十軒百姓」

三宅島（三宅村）は、現在、旧村に基づく５つの地区に分かれており、島北部に位置する神着地区（旧神着村）はさらに11の大字（地区）に分かれている【図１】。神着は、「古来より島の政治の中心として存在してきた」地域である[22]。

断片的なデータではあるが、江戸末期以降の神着の人口および戸数の推移は、図２のとおりである【図２】[23]。図中の枠で囲った年は噴火のあった年であり、1940（昭和15）年のみ噴火後のデータである。三宅島は、明治期には漁業の隆盛により伊豆・房総方面からの移住が増え、トビウオ漁で栄えた神着の大久保浜には数十軒の飲食店が立ち並んだという。大正中期から昭和初期にかけてはテングサの豊漁が続き、房総･沖縄･韓国からの女性出稼ぎ（海女）やサービス業に従事する人の流入が増えた。人口は昭和30年代にピークを迎え、その後は都市部への出稼ぎ転出や挙家転出、進学・就職による転出（例えば1963（昭和38）年の島の中・高卒業者転出率は96％）等が重なって急激に減少する[24]。近年では少子高齢化に加え、2000（平成12）年噴火後の全島避難による影響も小さくない。

神着の主な産業は、畑作を中心とした農業（陸稲・大麦・甘藷など）と漁業（テングサ、トビウオ、クサヤ、エビなど）である。1937（昭和12）年時点では、半数近くの家が牛を飼育し、畜産も行っていた。島全体の産業別就業人口は、1950（昭和25）年に第一次産業が80％、第二次産業が５％、第三次産業が15％であったが、1980（昭和55）年には第一次産業17％、第二次産業18％、第三次産業65％、2010（平成22）年には第一次産業７％、第二次産業22％、第三次産業71％となっている[25]。

社会組織に関して、三宅島を含む伊豆諸島は、年齢階梯制の組織（若者組）が社会構造の基軸をなし、同族団や地縁組織より双系的な親族関係（シンルイ、オヤコなど）が生産や祭

祀・儀礼など生活の様々な面において中核的な役割を果たしてきたとされている[26]。三宅島の場合、流人の監視が若者組の重要な任務であった。神着の若者組合（16歳～36歳が加入）では、年齢に加え能力・働きぶりによって小若衆・中若衆・大若衆の３階級に分けられ、明治以前は世話役などの幹部の役に就けるのは長男のみとされた。大正期以降、機能分化し、現在の青年団と消防団に繋がっている[27]。

なお、島内には12の式内社があり、神着には古代より壬生家が神職として仕える御笏神社を含め６つの式内社が集まる[28]。この他にも数多くの神社・小詞が存在する[29]。また、現在５つの寺院があり、宗旨は浄土宗が４カ寺、日蓮宗が１カ寺である。かつて神着にも妙楽寺という浄土宗寺院があったが、廃仏毀釈の影響を受け、1871（明治４）年に廃寺となっている[30]。

以下では、神着のシンルイ形成の基盤となっている旧百姓のいくつかのグループを中心に、旧神着村の村落構造を把捉しておく。三宅島の概要や民俗調査の研究史については、特集１を参照されたい。

【図１】神着地区の地図（川嶋麗華作成）

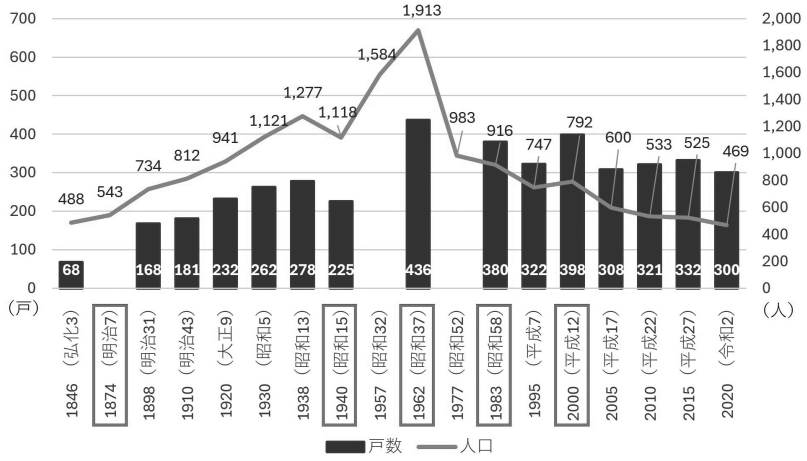

【図２】神着地区（旧神着村）の人口および戸数推移（筆者作成）

（1）旧神着村の成り立ちと村落構造

1853（嘉永６）年の『神着村宗門人別家数並流人在命改書上帳』を詳細に検討した大間知篤三および浅沼悦太郎の研究を参照し、江戸時代末期における旧神着村の家々の状況について確認する[31]。

当時の戸数は69戸、うち１戸は浄土宗妙楽寺（現在は廃寺）、65戸は妙楽寺の檀家、３戸は隣村伊豆村にある日蓮宗善陽寺の檀家である。旧地役人であり神官を兼任した壬生家は、「妙楽寺最大の檀家」であった[32]。妙楽寺を除いて、本家格の家は15戸、その分家・又分家にあたる家が32戸、分家を持たない家が21戸となっている。そのうち、詳細が分かっている62戸の世帯構成を見ると、52戸は複世帯（２世帯27戸、３世帯15戸、４世帯８戸、５世帯２戸：計151世帯）であった。また、ここには、いわゆる「インキョ」[33]が44世帯、「バッカ」と呼ばれる、奉公人をはじめ「一戸前」として独立していない隷属的な家が12世帯、「水汲」[34]が21世帯含まれている。このような戸数、世帯構成のもと、人口540人（うち１人は僧侶）に加え、「流人」50人が居住していたとされる。流人には、男48人、元僧侶11人、士分２人、家持21人がいた[35]。

旧神着村の旧本村は、のちに東郷（現・小字焼場）と呼ばれる地域に位置しており【図１】、そこに壬生家が奉仕する御笏神社も所在していた[36]。1431（永享３）年、旧長根村（現・伊ケ谷地区）の百姓一同が塩運上の不正発覚事件により島外へ逃亡する。これにより旧長根村は廃村に至る。しかし、1468（応仁２）年、その残留者（15）【図４】が壬生家によって旧神着村の百姓として取り立てられ[37]、（15）の家とその分家・又分家により「神着長根七軒百姓」が構成される。

1516（永正13）年、神託により御笏神社は現在地へ遷座し、1534（天文３）年には壬生家と旧神着村本村の草分け百姓の大部分も現在の小字埼玉および下原へ移転する。ここが旧神着村の新たな本村となる[38]。新本村において、壬生家をとりまいて家臣団的立場をとったのは、「新七軒百姓」や前出の「長根七軒百姓」であった【図３】。これらの百姓グループには名主が集中していることが特徴である。

一方、東郷に残留して旧社を守った人々は、「東郷衆」「宮百姓」などと呼ばれた。1782（天明２）年時点では、東郷は13戸だったが、のちに「二男百姓」（独立して間もない家。多くは小作人）、移住者（内地や八丈島から）、流人僧などが増え、幕末には27戸となる。しかし、1874（明治７）年、雄山の噴火により、東郷は埋没・全滅する。よって東郷衆は、現在の小字門ノ原、仲尾坂、王葬などに移転した[39]。

なお、1880（明治13）年、妙楽寺の住職が病死したため、翌年、同寺の檀徒は神葬祭へ移行している[40]。

以上のように、江戸時代末期の旧神着村は、本家格の家が約２割、その分家・又分家が約５割、分家を持たない家が約３割を占めており、いわゆる同族団が発達した地域とは言えない。また、旧長根村の不正事件、神託や噴火による移転・流入のタイミングによって百姓グループが形成され、村の中心を構成するとともに、そこに内地や近隣諸島からの移住者、流人が加わって構成された地域だと概括することができる。また、宗教的には、ほぼ全戸が檀家となっていた浄土宗妙楽寺の廃寺により、数戸（伊豆・善陽寺の檀家）を除いてほとんどの家が神道を宗旨とし、御笏神社の神主による神葬祭へ移行したとされる。1978（昭和53）年の民俗調査では、神着の家は７割が神道、３割が浄土宗・日蓮宗との記述も見られる[41]。

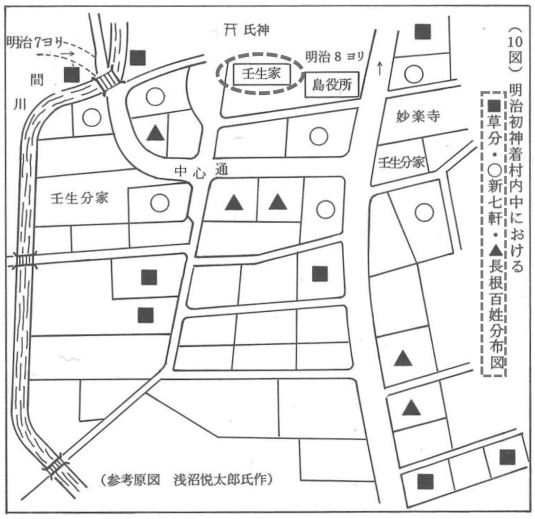

【図３】明治初期の神着村内図（廣瀬進吾『三宅島史考』三誠社、1987年、44頁を加工）

（2）「旧六十軒百姓」と経済構造

次に、浅沼勉と浅沼弘による『三宅島旧神着村 根元六十軒百姓を中心とする民家系譜』（私家版、1983年）をもとに、壬生家とその分家・又分家に連なる家々、および上記した４つの中心的な旧百姓グループの構成を列挙して示す【図４】[42]。家相互の関係性については、前掲の『神着村宗門人別家数並流人在命改書上帳』も参照した[43]。

図中の括弧内に示した家番号は、筆者が便宜上、列挙した順に振ったものであり、上記資料の掲載順とは関係していない。なお、「宮持」（禰宜ないし預かり）、「堂持」として記載がある家の番号には△、名主を務めた家の番号には◎を付している。

また、神着の土地所有と経済構造については以下のとおりである[44]。1956（昭和31）年時点における土地所有の内訳は、地主26人（うち地主手作り19人）、自作60人、自小作40人、小自作26人、小作34人である。地主の多くは上記の「旧六十軒百姓」として記載された家々であり、その約61％が小字下原・埼玉・仲尾坂に集住している。また、地主・自作・自小作のいずれも、４反以上７反未満層が過半数を占めている（それぞれ約50％、73％、55％）。自作・小作は小字大久保に多く（約42％、53％）、自小作・小自作は小字王葬・焼場・土佐に多い（約60％、62％）。

このように、地主ないし自作層であっても土地所有の規模は大きくなく、大規模地主が存在した地域ではない。また、全体に占める自作・自小作層の割合が過半数を超えており（約32％、22％）、地主層による土地集積が進んだわけでもなく、比較的自立した中小規模農家層が多い地域だったと言えよう。

壬生神主家とその分家群 7戸

(1):壬生神主家、◎(2):観音堂預かり、△◎(3):地蔵堂預かり、◎(4):(1)分家か、(5):(2)分家、(6):(4)分家、(7):(4)分家

旧七軒百姓(神着村草分百姓) 7戸

(8)、(9)、△(10)、(11)、(12)、△(13)、△(14)＊

＊1708(宝永5)年、流僧・日意が祖師堂開設。(14)の初代となる。2代は(13)の四男。

長根七軒百姓 5戸

△◎(15):(1)別家か、(16):(15)分家、(17):(15)分家、◎(18):(15)分家、◎(19):(18)分家

新七軒百姓 8戸？

(20):鍛冶、◎(21):番匠、(20)分家、◎(22):(20)分家、(23):(20)分家、(24):(20)分家、(25):浅沼稲次郎家、(26):医者、(27):別当、(1)別家か＊

＊壬生秀次に従い関ヶ原の戦いに出陣。帰島後、百姓に取り立てられ、非血縁分家(別家)となる。

東郷衆 19戸？

△(28):社人、御笏神社禰宜、△(29)、(30)、(31):(30)分家、(32):(31)分家、(33):(30)分家、(34)、(35)、(36):(35)分家、(37):(35)分家、(38)、(39):(38)分家、(40):(38)分家、(41)、(42)、(43)、(44)、(45)、(46)

【図4】主な「旧六十軒百姓」の構成

【写真1】観音堂（2023年8月、筆者撮影）

3．神着のシンルイ――先行研究から分かること

1956（昭和31）年に実施された三宅島および御蔵島の社会構造に関する調査において、神着のシンルイについて聞き取りが行われている[45]。

同調査報告によれば、「神着に於ては、同族団は認められない」が、「神着的分家の特殊性を当地のいわゆるシンルイ制度に見得るよう」であり、分家は本家と同じ小字に集中せず、他地域に住み分けているとされる[46]。また、シンルイには、「家つきシンルイ」「頼まれシンルイ」「イチシンルイ」「ニシンルイ」があり、冠婚葬祭などに関わるという。「「家つき」という言葉が示す如く、それは一定の家に固定し、代々継承さるべき性質のものであるが、なお、その構成については一貫した原則を見出すことは出来ない」[47]。旧百姓グループおよび壬生家の家つきシンルイは、それぞれ互いに他を含まないとされる[48]。

頼まれシンルイは、無条件に家つきシンルイに移行するものではなく、基本的には一代限りで「次の代に頼まれなければやめる」という。「最近の移住者」にはシンルイを頼まない者もいることから、少なくとも神着のシンルイは婚姻や分家により必然的に生じ、かつ永続するものではない。分家の際に本家のシンルイを継受したのかもしれないが、決して固定的なものではなく、「様々な変容を許容し得る融通した慣行である」と報告されている[49]。

なお、東京都教育委員会による1978（昭和53）年の民俗調査では、神着のシンルイは、年賀の挨拶・葬式・結婚式の一切を担当する対等の関係で、その範囲ははっきりせず、血縁関係にあるとは限らない。タノマレシンルイについては、「他から来た人が入るときむすばれる関係」であると報告がなされている[50]。

ここで、神着ではないが、旧伊ケ谷村のシンルイ（現在は存続していない）について喜多村正による詳細な報告を比較のために参照したい[51]。島北西部に位置する旧伊ケ谷村は、カツオ漁とその加工、廻船業を中心に神着より早く経済的に発展し、江戸末期の戸数は島内で最も多かった地域である（1846（弘化３）年、83戸）。明治後期にはトビウオ漁、昭和初期にはムロアジ漁とその加工で賑わったが、のちに衰退する。1782（天明２）年に島全体で23隻あった漁船のうち、伊ケ谷には13名の船持ちがおり（明治期には12名）、この「十二軒船持ち」と呼ばれる人々が村を経済的･政治的に支配していたとされる。その結果､「バッカ制」[52]という特有の社会関係が形成された[53]。

伊豆諸島全般がそうであるように、伊ケ谷においても双系の親族関係であるオヤコ（夫婦それぞれのマタイトコまで）が村落生活の中核的な役割を果たしている。オヤコは、冠婚葬祭のツキアイをする範囲であり、「人と人との関係」であるのに対し、シンルイはどのような関係か非常に曖昧だが、超世代的に継承される「家と家との関係」であり、とくに葬儀において重要な役割を担うことが分かっている[54]。

シンルイの成立パタンとしては､次の５つが見られた。①本家と分家の関係によるもので、「はっきりしないが昔のワカレである」と記憶されている事例も含めればこのタイプは比較的多く、「標準型」とも考えられる。②養子を出した家ともらった家によるもの。③没落しかかった家を他家の援助で再興した場合、援助した家と援助を受けた家によるもの。④外来者がムラの女性と結婚し定住した場合、妻の実家をシンルイとする。⑤兄弟同士の家によるもの。これは旧家に多いタイプであり、シンルイの原型か、とも述べられている[55]。

また、葬儀におけるシンルイの役割は、位牌持ちである。家ごとに代々位牌を持つ家が固定されている。一方、枕飯を持つのは血縁者とされており、これは可変的である。位牌持ち

をするパタンは、相互、一方的（新分家など）、３人相互、および上記のいくつかのパタンの組み合わせが見られる。理念的には､固定された位牌持ちの家が超世代的に継承されるが､実際にはその時々の都合（他出等）で新しい関係を結び直したり、その時々の判断でシンルイの中から位牌持ちを選んだりすることもあるとされる[56]。

喜多村は、このように実状を非常に曖昧でルーズなものにしている原因の１つは、シンルイがコーポレイトな集団をなしておらず、個的な関係の集合体にすぎないという点にあると指摘する[57]。なお、双系的親族関係の顕著な伊豆諸島において、伊ケ谷は父系的偏りの強いシンルイを有する点が特徴的だが（上記パタン①）、これは同族団とはまったく異質なものであるという。ムラの中で一戸前の家として存続していくには位牌持ちが必要であり、その際に依拠される正当性が家の（父系的）由来であったと述べられる。

この他、島南東部に位置する坪田地区（旧坪田村）のシンルイ（現在は存続していない）についてもごく簡単に言及された報告がある。坪田のシンルイは本家・分家関係および故旧のツキアイ関係によるもので、以前は事があればシンルイが取り計らったが、1981（昭和56）年時点では葬式の際に限ったツキアイになっているという[58]。

以上から、神着のシンルイは、冠婚葬祭に関わり、比較的固定的な家同士の関係である家つきシンルイと主に移住者が世代限定的に取り結ぶタノマレシンルイとに大別される。ただし、両者とも必ずしも一定した構成原理があるわけではなく、可変的な関係であることが分かる。上記の報告からは、シンルイの構成単位や連合形態までは判断できない。一方、伊ケ谷のシンルイは、分家・婚姻・養子縁組・生活援助等を契機に取り結ばれた超世代的な家関係であり、定型的な集団形態はとらない。また、葬儀の際の位牌持ちに機能が特化されていた。これらの知見を踏まえ、次に神着におけるシンルイの具体例を見ていきたい。

４．神着のシンルイ――筆者による調査から

上記の先行研究をもとに、2023年８月および2024年５月に現地調査を行った。中心的な旧百姓層および明治期・昭和期・平成期の移住者に、それぞれシンルイの構成単位と構成原理（範囲・機能・形態）について聞き取りを行い、私家版家系図集[59]により補足している。

現在の神着におけるシンルイの主な機能は、葬儀の差配・互助である。葬儀の時代ごとの変遷等、詳細は別稿に譲りたいが、ここでは大まかな葬儀の流れと葬法の変化について触れておきたい。前述したとおり、神着では1881（明治14）年、妙楽寺の檀家が神葬祭へ移行し、土葬が行なわれるようになった。妙楽寺廃寺後、1874（明治７）年に宗派を問わない共同墓地が設置されている。基本的には、死亡の翌日（２日目）に自宅で通夜を行い、３日目に葬儀を行ったのち、葬列を組んで墓地へ向かい埋葬した。

1992（平成４）年に旧三宅村火葬場が建設され、少しずつ火葬が見られるようになる。これにより、自宅での通夜後、火葬場で火葬し、再び自宅に戻って葬儀を行う流れに変わっている。2000年噴火の全島避難が解除された2005（平成17）年頃より、噴火以前から火葬場の管理運営を委託されていたＺ社（警備・建設業）が棺の販売や仏式祭壇の賃貸等を行うようになった[60]。2019（令和元）年には、ホール（斎場）を備えた火葬場が現在地に新築され、火葬場での通夜・告別式が一般的となりつつある。

以下では、筆者による聞き取りを中心に、一定程度構成を把握することができた神着のシンルイを７事例紹介する。シンルイの範囲について、できる限り再構成を試みているが､「非

常に曖昧」であるという特性上、完全ではないことを断っておきたい。

事例１　A家（２）（埼玉地区）のシンルイ[61]

網掛け：シンルイ（点線は絶家・不在）

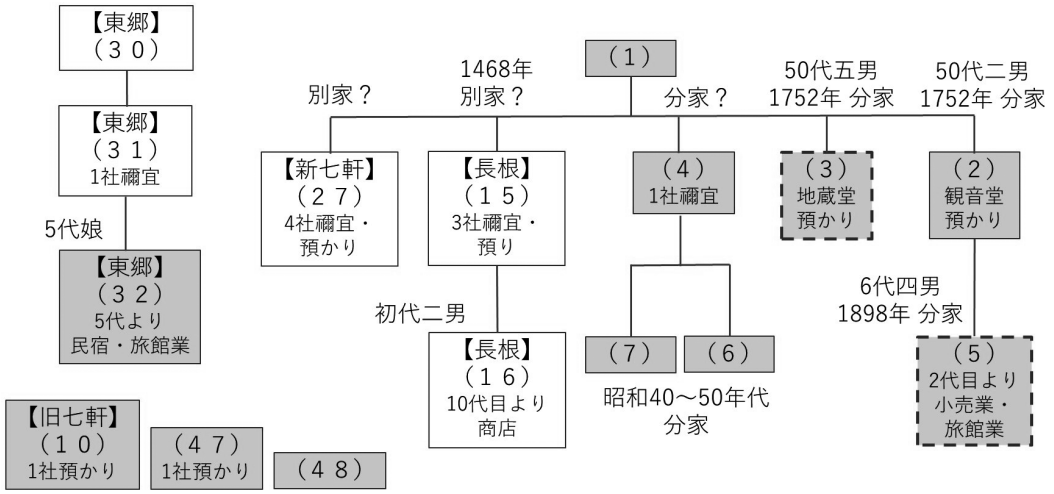

A家のシンルイは、同家含めて11戸あり、本家・分家関係が６戸、宮持（禰宜・預かり）あるいはその系譜の家が３戸、不明が１戸という構成になっている。聞き取りによると、分家の家以外（10）（32）（47）（48）は、「なぜシンルイか不明」という。これらの家にはそれぞれまた別のシンルイ関係が取り結ばれている。

基本的に相互的かつ超世代の家関係であるが、最近葬儀のあった（32）は、（２）のシンルイ出役を断っている。葬儀の規模が大きくなく、（32）にとってより関係性の近いシンルイの手伝いで十分だったからである。神主家（１）のイチシンルイは（２）である。神主は「拝み」があるため、このシンルイにおいては（２）が頭（カシラ）となり仕切る。

機能は、葬儀の差配・互助である。シンルイの家に死者が出ると、イチシンルイ主導のもと、葬儀とその手伝いに呼ぶ範囲（シンルイ・シンセキ・地区・その他）を決め、全体の指揮・香典の管理・帳簿の記入等を行う。シンルイの主な仕事は以下のとおりである。

まず、呼び使い（いわゆるシラセ）である。呼び使いの役になった者は、２人組で各家をまわり、１人あるいは家内中（夫婦）で手伝いおよび通夜・葬儀に来てもらうよう頼む。つまり、基本的には呼ばれた人のみが通夜・葬儀に参列する。呼ばれていない人がお悔やみに行く場合は、通夜・葬儀の時間以外に行くのだという。この時は喪服でなくてもよい。

次に、各所への連絡・注文がある。宮司への連絡、行政手続き、霊柩車・バスの手配、駐在所への連絡（葬列の先導のため）、料理･食材の注文、生花の注文、大工などへの連絡（棺等作成のため）を行い、必要なものを手配する。また、祭壇・葬具等の準備もシンルイの仕事である。道具一式は祖霊社から借りてくる【写真２、３】。設置は詳しい人が担当する。現在、祖霊社には、道具一式のリストや設置例の写真、貸出料などの一覧表が置かれている。

地区（埼玉）の人々も協力する。地区長がイチシンルイのところへ赴き、地区として手伝う範囲・分担を相談する。地区としての主な仕事は、穴掘り（土葬時）、棺担ぎ（寝棺）、砂

取り（墓上に敷くための砂を浜に取りに行く）などであり、地区長が差配する【写真４、５】。なお、1960（昭和35）年時点の埼玉地区は、28戸、113人であった[62]。

竹内利美による葬儀手伝いの作業場所に着目した分類を用いれば、シンルイがいわゆる「内働き」を担当し、地区が「野働き」を分担するという棲み分けがなされていることが分かる[63]。Ａは、「地区で葬儀が出たら手伝いに行かなきゃいけないから大変だ」と述べており、シンルイとしてよりも地区としての葬儀手伝い（野働き）の方が「大変」という意識があることが読み取れる。

葬儀翌日には祖霊社への「道具返し」を行い、その後、喪家はシンルイに加え、賄い担当の女性たちにお礼をする。葬儀の一例として、Ａ家の1983（昭和58）年の『葬儀覚帳』によると、シンルイは10戸11名が手伝いに出ている。内訳は、（１）２名、（５）、（３）、（４）、（７）、（６）、（32）、（10）、（47）、（48）である。また、双系の親族関係であるシンセキは７戸７名、地区は９戸11名、その他53名、東京から15名の計97名が「呼ばれて」参列した。

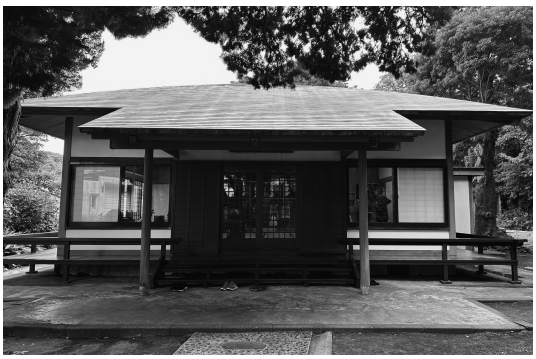

【写真２、３】祖霊社（2023年8月、筆者撮影）

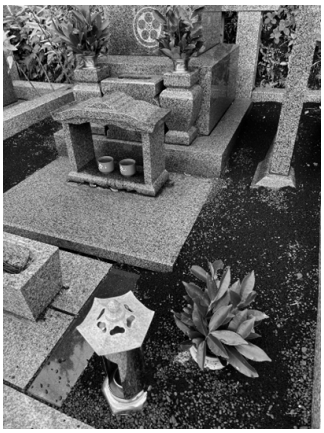

【写真４、５】神着の墓。砂浜から持ってきた黒い砂を敷いている（2023年8月、筆者撮影）

事例２　Ｂ家（19）（埼玉地区）のシンルイ[64]

一重枠：シンルイ、二重枠：オヤシンルイ

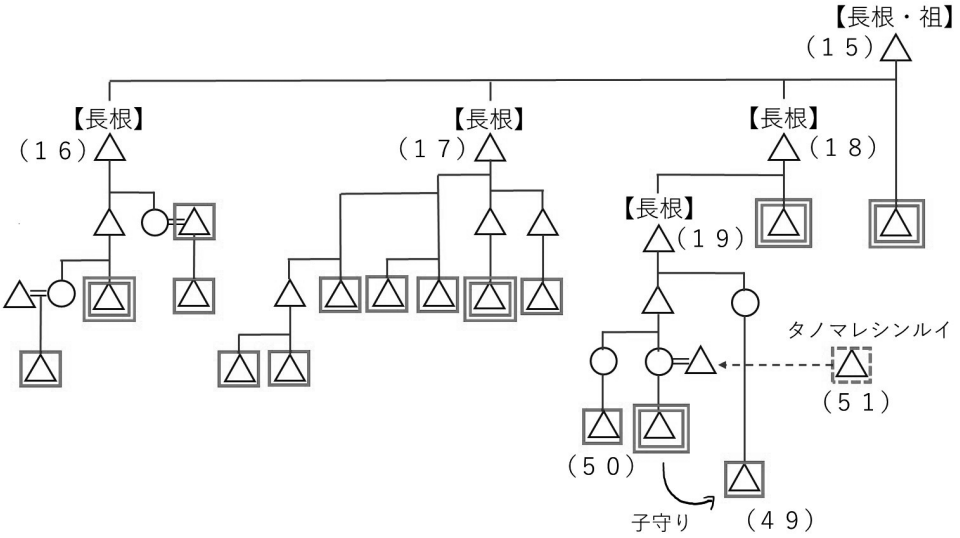

Ｂ家のシンルイは、同家含めて17戸で構成されており、内訳は本家・分家関係が13戸、姻戚関係が２戸、非血縁関係のタノマレシンルイが１戸である。このシンルイは、長根七軒百姓の５戸が中心となって結成されており、彼らが頭（カシラ）となって仕切る「オヤシンルイ」と呼ばれる立場にある。オヤシンルイとその分家の計14戸は固定されているが、家ごとにシンルイの範囲は若干異なるという。

姻戚関係である（49）（50）は、仏教徒（日蓮宗）である。（49）は、Ｂ家が子守りをした縁からＢ家とシンルイになっている。タノマレシンルイの（51）（伊豆地区）は、（17）のシンセキでもある。Ｂの父親の代に「頼まれ」、当代にも引き継がれている。

機能は、葬儀の差配・互助である。かつては、婚礼と葬儀のどちらにも関わったが、現在は葬儀に際する互助のみである。葬儀では、オヤシンルイが呼ぶ範囲を決め、全体の指揮・香典の管理等を行う。その他、呼び使い（高校生が多い）、祭壇・葬具等の準備・製作（幡、杖、ぼん、提灯、花、寝棺など）、各所への連絡、料理・食材・生花等の注文、土葬時には穴掘り（３～６人）、棺担ぎ（寝棺）、葬列への参加などが主な仕事内容である。賄いはシンルイの家の女性たちが担当する。

つまり、Ｂ家のシンルイでは、シンルイが葬儀の「内働き」と「野働き」を両方担当する。シンセキは働かずに喪服で式に参列するのみだという。葬儀の互助と参列が明確に区別されていることがうかがえる。葬儀後の直会では、宮司を中心にシンルイが上座、シンセキが下座に座り、シンルイをもてなす。また、神着内の家に香典返しはしないが、神着外・島外からの参列者にはお返しをする。

事例３　C家（52）（門ノ原地区）のシンルイ[65]

一重枠：シンルイ、黒塗り：葬儀手伝い、点線枠：中心的な役割

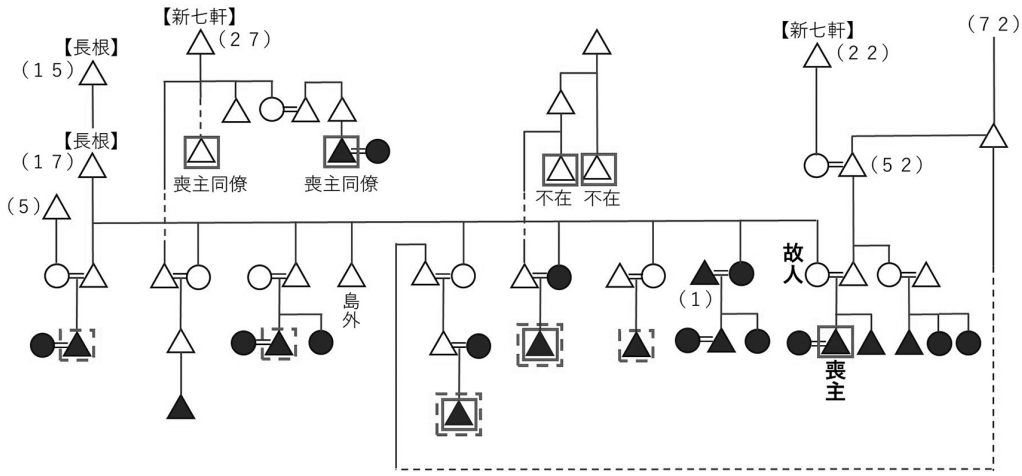

C家のシンルイは、同家含めて７戸であり、C家の母方シンセキ２戸（土佐・下原地区）とその姻戚関係２戸（埼玉・土佐地区）、遠戚関係にある家２戸によって構成されている。後者の２戸は喪主の同僚であり、タノマレシンルイであるとのことから、遠戚としての付き合いというより、Cとの個人関係による付き合いであると言える。

聞き取りによれば、1973（昭和48）年のC家の葬儀では、姻戚関係の家（埼玉）が筆頭となって差配した。その後、姻戚関係の２戸は絶え、1989（平成元）年の葬儀では母方シンセキの家（下原）が筆頭となった。上図で示した2021（令和３）年の葬儀においても母方シンセキの家が中心となって行い、この時は地区の手伝いを断ったという。

Cは、この他に友人同士で別のタノマレシンルイを組んでいる。（事例６）

機能は、やはり葬儀の差配・互助である。筆頭となるシンルイが呼ぶ範囲を決め、全体の指揮・香典の管理等を行う。呼び使い、各所への連絡、料理・食材・生花等の注文などが主な仕事である。地区の仕事分担は、通夜の際に話し合って決める。地区の主な仕事は、祭壇・葬具等の準備、土葬時の穴掘り、埋葬場所の指示、棺担ぎ（座棺）、浜への砂取り、榊を切りに行く、賄い（女性）などである。よって、ここでは、シンルイが「内働き」、地区が「野働き」を担当している。Cによれば、「動くことは地区がやる」とのことである。

なお、C家の場合、シンルイ以外の母方シンセキも多く葬儀手伝いに出ている（上図で黒塗りした人物）。葬儀において中心的な役割を担う家も、シンルイである場合もあれば、そうでない場合もある。

葬儀後の直会では、宮司を中心に、シンルイが上座、シンセキが下座に座る。直会の前に香典開きと報告をするという。

事例４　D家（55）（埼玉→仲尾坂→土佐地区）のシンルイ[66]

点線：タノマレシンルイ

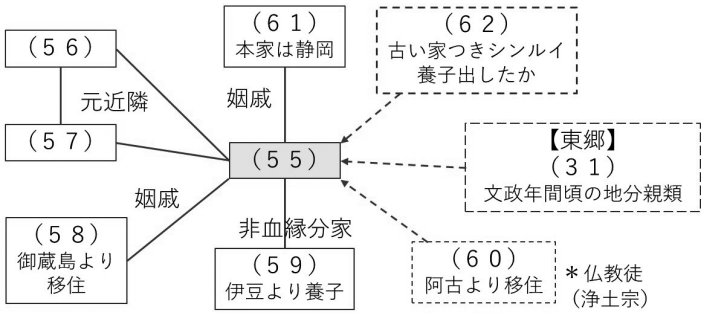

D家を中心としたシンルイは、同家を含めて９戸で構成されている。内訳は、姻戚関係２戸、非血縁分家１戸、元近隣関係２戸、およびタノマレシンルイ３戸（養子縁組関係１戸、地分親類１戸、島内移住者１戸）である。D家にとって、(56）～（59）の家はイチシンルイであり、固定的な家関係である。(61）は姻戚関係、(62）は非血縁分家であり、両者はともにそれぞれ別のシンルイ関係も持っているという。

1939（昭和14）年にD家が土佐に移住した際、(56）(57）(62）が土地や資材の分与を行ったことが記録されており[67]、その頃からシンルイ関係を結んでいると考えられる。

タノマレシンルイである（62）(31）との縁は古く、シンルイとなった正確な理由は不明だが、前掲の家系図集によれば、それぞれ養子縁組、地分親類関係にあったようである。現在もなおタノマレシンルイの位置づけであるのは、一代限りの関係が当代まで受け継がれてきたことを表している。(60）は島内他地区からの移住者で、仏教徒でもあるため、宗旨は異なるが葬儀の際の援助を頼まれた形である。以上のタノマレシンルイの家々にとってD家はイチシンルイであるが、D家からはニシンルイにあたる。

現在の機能は、葬儀の差配・互助だが、かつては婚礼や七五三など冠婚葬祭全般に関わった。イチシンルイが葬儀に呼ぶ範囲を決め、全体の指揮・香典の管理等を行う。仏式にも対応しており、その場合は、(60）が作成した式次第や準備工程リストを参考にする。その他、呼び使い（若手)、祭壇・葬具等の準備・製作、各所への連絡、料理・食材・生花等の注文、下足番（若手)、賄い（女性）などがある。

地区の人々も葬儀手伝いを行う。主な仕事は、土葬時の穴掘り、棺担ぎである。差配の結果によっては、シンルイがこれらの仕事に関わることもある。

なお、葬儀に際し、シンルイはシンセキより優先的に動く。シンルイは、「シンセキの葬儀手伝いには出なくても、シンルイの葬儀には仕事を３～４日休んで駆けつける」というほど重要な関係性である。香典も通常は5,000～10,000円のところ、シンルイに対しては20,000～30,000円を渡すという。お盆の際にも、D家は神道だが、シンルイの墓に線香をあげに行く。これは神着全体に言えることであり、神道の家の墓であっても線香立てや香炉が設置されている場合が多い。

事例５　明治期移住者・Ｅ家（63）（土佐地区）のタノマレシンルイ[68]

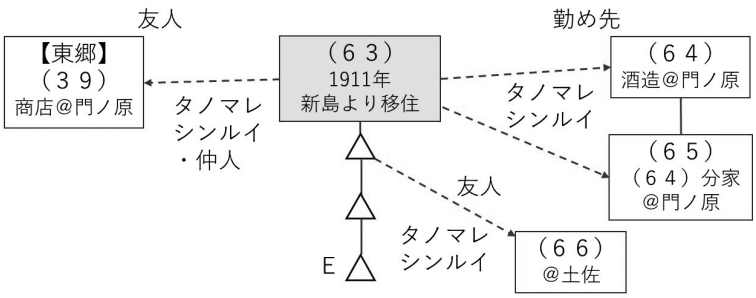

明治期の移住者であるＥ家を中心とするシンルイは、全てタノマレシンルイで構成されており、聞き取りによれば最大で４戸（勤め先２戸、友人２戸）が記憶されている。これまで見てきたシンルイと大きく異なるのは、本家･分家関係の家や親族関係によるものではなく、勤め先や友人の家に「頼んで」シンルイ関係を結んでいることである。よって、居住地区も離れている。具体的な時期は不明だが、(64)（65）が絶えたため、Ｅの祖父の代になって同じ地区内の（66）と新たにタノマレシンルイを組んだと考えられる。

主な機能は、葬儀手伝いであるが、現在はほとんど機能していない状況である。かつては(39）に仲人も依頼する関係であったという。2012年頃のＥの祖母の葬儀では、シンルイではなく､地区長に相談して仕切ってもらった。(66)は手伝いには来たものの高齢であり､(39)は手伝いを申し出てくれたが、多忙そうだったためＥの父の判断により断ったようである。

事例６　昭和期移住者・Ｆ家（67）（大久保地区）のタノマレシンルイ[69]

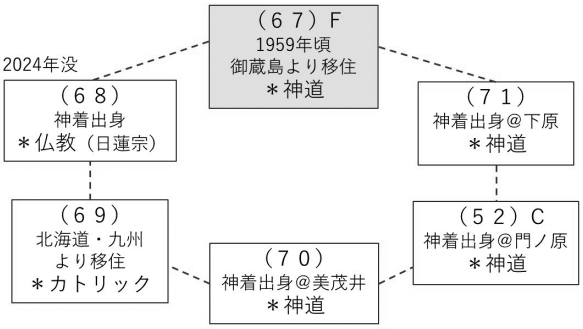

Ｆ家を含む、上記のタノマレシンルイは、全６戸で構成されている。内訳は、神着出身者が４戸、移住者が２戸であり、宗旨別では神道４戸、仏教１戸、カトリック１戸である。このタノマレシンルイは、事例５と同様、本家分家関係や親族関係によるシンルイではなく、同じサッカークラブに所属していた同世代（同級生および１学年下）の子どもの父兄たちによるものである。1990年代初頭、クラブの打ち上げの席で神着のタノマレシンルイの習慣を知り､移住者および神道以外の家を含める形で声を掛け合ったことがきっかけだという｡よって、居住地区はバラバラだが、現在のところこの６戸は固定化された関係である。

主な機能は葬儀手伝いである。2019年と2020年にはＦの両親の葬儀を手伝ってもらい、近年の（68）の葬儀では手伝いに行った。

事例７　1989年移住者 G（美茂井地区）[70]、1996年移住者 H（島下地区）[71]。

平成初期から2000（平成12）年の噴火前にかけて移住してきたG、Hは、いずれもシンルイ関係は取り結んでいない。墓地に関しては、すでにGは都内に、Hは神奈川県内に所有しているという。

したがって、シンルイとして葬儀を手伝った経験はないが、Gは、地区の人で行う葬儀（地区葬）には数回手伝いに出た経験があり、土葬時代の穴掘り、浜への砂取り、榊切りなどを担当した。Hは、手伝った経験はほとんどないが、一度だけ、勤め先の人の葬儀に夫婦で呼ばれて参列した経験がある。なお、2017年に移住したI（伊豆地区）[72]は、地区の葬儀の手伝いに出ているとのことである。

結論

以上、親族・親類に関する先行研究を一瞥しつつ、主に1956（昭和31）年の現地調査と対照させながら現在の三宅島神着におけるシンルイ慣行を見てきた。かつては島内の他の地区においてもシンルイ慣行が見られたが、現在は神着のみに存続している。ただし、その機能は、いずれの事例も葬儀互助のみに限定されていることを確認した。

神着のシンルイは、本家・分家関係および姻戚関係にある家を中心に結成されているが、血縁関係や親族関係になくても、旧百姓の各グループをはじめ古くから関係・付き合いのある家、近隣、友人関係にある家、移住者などシンルイがなく困っている家を取り込む形で構成されていることが分かる。旧百姓を中心に神道の家がメインだが、仏教・その他も含むため、いずれの葬儀にも対応している。ただし、どの家とシンルイ関係にあるか、文書等に書き残されているわけではないため、その関係性や結成の経緯等は非常に曖昧に記憶されていることが多い。

シンルイ関係は、基本的には超世代的･相互的な関係だが、定型の集団形態はとらず、個々の家のネットワーク的関係であると同定できる。当代同士の関係性により可変的・流動的であり、その中では旧家の方が比較的固定的な関係にあると言える（事例１～４）。

なお、今回の調査で明らかなように、かつての「家」――家産に基づき家業を経営する家政の単位たる生活組織としての家――は､夫婦関係を基礎とした親族者の小集団たる「家族」に変化している。家産と家業の継承を至上命題とする家から、成員の養護・心理的充足を目的とする集団へ変化しており、現在のシンルイ慣行の担い手は、個々の家ではなく、ライフサイクルをもつ家族である。

シンルイは、場合によってはシンセキより重要な立場を担い、香典の額も大きい場合がある（事例４）。なお、神着においてシンセキとは、オヤコやイトコなどの双系の親族関係を指し､シンルイとは区別される関係である。近年は､葬儀の規模や当代同士の関係性等によってはシンルイの手伝いを断ることもある（事例１、５）。

全ての事例に共通するシンルイの役割は、葬儀全体の差配・香典管理であった。シンルイは「内働き」、地区は「野働き」と明確に役割分担がなされているタイプもあった（事例１、３）。なかには､「地区の葬儀は手伝いに行かなきゃいけないから大変だ」という言葉も聞かれた。この言葉にも表れているように、シンルイは「手伝う」「働く」役目との認識が希薄なのかもしれない。この点については、今後の検討課題としたい。また、かつては葬儀における互助を超えて､婚礼をはじめ冠婚葬祭全般に関わっていたという事例もあった（事例２、

４、５）。主に葬儀への参列が期待されるシンセキに対し、シンルイは葬儀を差配し、実働を担う立場であるため、単に慶事・弔事の際に行き来する関係を超えた役割があるが、生活全般にわたる恒常的な互助関係にあるわけではないため、「家連合」を形成しているとは言いがたい。

他方、葬儀の実働を本家・分家によるシンルイ、あるいは母方シンセキとその縁者で完結させているタイプも見られた（事例２、３）。本家･分家関係、親族関係が多い家族の場合は、地区等の手伝いを必要としないのだと考えられる。その他、多様な関係性の組み合わせ、および主にタノマレシンルイによって成立しているタイプも移住者の家族を中心に確認された（事例４、５、６）。移住し、冠婚葬祭、とくに急に行われる葬儀において、お互いに助け合う・サポートしてもらう関係性の家族にあらかじめシンルイを「頼んで」おくのである。この関係性は基本的に一代限りとして取り結ばれるというが、付き合いとして次の代、その次の代へ受け継がれている場合もあった（事例４、５）。これはまさに、個人関係を契機としながらも超世代的に家族単位として付き合うシンルイのあり方だと言える[73]。

つまり、本稿の検討で明らかになったことは、①かつて三宅島各地に見られたシンルイ慣行は、現在、神着地区にのみ存続している。②同地におけるシンルイは、基本的には超世代的・相互的であることが期待された「家」同士の関係だが、現状では定型の集団形態はとらず、個々の「家族」のネットワーク的関係である。③流動性・可変性が見られるが、旧家は相対的に固定的な関係を保っている。④本家・分家関係および姻戚関係を中心に、古くからの付き合いがある家、近隣、友人関係にある家／家族によって取り結ばれている。⑤神道・仏教その他、異なる宗旨の家／家族が混在するシンルイもある。⑥同地のシンルイは、もっぱら葬儀互助の役割を担っており、その内容は主に葬儀の差配・香典管理である。⑦新規来住者は冠婚葬祭のサポートを依頼することをシンルイを「頼む」と表現しており、その意味で冠婚葬祭の固定的アシスタントをシンルイと称し、労働交換を是とする文化が継承されていると言える。以上の７点である。

なお三宅島内において、なぜ神着のみシンルイが残っているのか、産業構造や神道信者が多いことと関係するかなどは今後の課題としたい。

謝辞

本稿は、2024年６月の「宗教と社会」学会第32回学術大会（於國學院大學）にて口頭発表し、質疑応答を踏まえて加筆修正したものである。本研究は、國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所のプロジェクトの一環であり、調査に際しては、本プロジェクトメンバーでもある柳原友子さんが全面的にサポートしてくださった。また、柳原さんを通じて、多くの島民の方々にご協力いただいた。シンルイのような多分に個人情報を含む内容の調査は、なかなか難しい現状があるが、各位には大変懇切に聞き取りに応じて頂いた。一人一人お名前を挙げることは控えるが、ここに記してご厚情に深く感謝申し上げる次第である。

注

1　寺田喜朗「近隣ゲマインシャフトと葬送習俗―根白石村における契約講のモノグラフ―」（寺田喜朗・塚田穂高・川又俊則・小島伸之編『近現代日本の宗教変動―実証的宗教社会学の視座から―』ハーベ

スト社、2016年）、207頁。

2　「親類」（柳田国男監修・民俗学研究所編『民俗学辞典』東京堂出版、1951年）、302-303頁。光吉利之「親類」（森岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』有斐閣、1993年ａ）、804頁。山本質素「親類」（福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司・神田より子・中込睦子・渡邊欣雄編『日本民俗大辞典 上』吉川弘文館、1999年）、896-897頁。

3　上野和男「親類」（大塚民俗学会編『日本民俗事典』弘文堂、1972年）、365-366頁。

4　註２、山本前掲論文、896頁。蒲生正男「親族」（『日本民俗学大系 第３巻 社会と民俗（１）』平凡社、1958年）、238頁。光吉利之「親族」（森岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』有斐閣、1993年ｂ）、786頁。

5　竹田旦「シンルイとその特性」（和歌森太郎編『陸前北部の民俗』吉川弘文館、1969年）。岩上真珠・大久保茂・粕谷誠・森悦子・森岡清志・渡辺雅子「山村のシンルイとオヤコ―山梨県南都留郡足和田村長浜の事例―」（『社会学年誌』14、早稲田社会学会、1973年）。など

6　註２、山本前掲論文。註３、上野前掲論文。福田アジオ「「家連合」としての親類―北関東一村落の事例を通して―」（青山道夫・竹田旦・有地亨・江守五夫・松原治郎編『講座家族６ 家族・親族・同族』弘文堂、1974年）、197-215頁。光吉利之「日本の親族・同族」（同『講座家族６ 家族・親族・同族』弘文堂、1974年）、231-249頁。

7　及川宏「同族組織と婚姻及び葬送の儀礼―旧仙台領増沢村慣行調査報告（二）―」（喜多野清一編・及川宏著『同族組織と村落生活』未来社、1967年、論文初出1940年）。有賀喜左衛門「同族と親族」（民間伝承の会編『柳田国男先生古稀記念文集 日本民俗学のために』第２輯、民間伝承の会、1947年）。中野卓「商家同族団「暖簾内」と親類」（『商家同族団の研究 第二版（上）』未来社、1978年、初版1964年、論文初出1949年）。喜多野清一「同族組織と封建遺制」（日本人文科学会編『封建遺制』有斐閣、1951年）。村武精一「家族・シンルイ・婚姻―小佐渡・大川部落の場合―」（『家族の社会人類学』弘文堂、1973年、論文初出1964年）。光吉利之「同族組織と親類関係―丹後山村における株とイッケの構成と展開―」（『社会学評論』65、1966年）。米村昭二「山村における同族と親族」（『岡山大学教育学部研究集録』22、1966年）。竹内利美「親族仲間と同族団」（森岡清美編『家族社会学』有斐閣、1967年）。正岡寛司「山村社会における同族と親族―山梨県南都留郡足和田村根場部落の一事例―」（『社会学評論』74、1968年）。米村昭二「僻地山村における同族と親族―岡山県御津郡加茂川町小森の場合―」（喜多野清一博士古稀記念論文集編集委員会編『村落構造と親族組織』未来社、1973年）。正岡寛司「家と同族と親類」（森岡清美・山根常男編『家と現代家族』培風館、1976年）。など

8　合田濤「キンドレッド」（石川栄吉・梅棹忠夫・大林太良・蒲生正男・佐々木高明・祖父江孝男編『縮刷版 文化人類学事典』弘文堂、1994年）、215-216頁。渡邊欣雄「出自・出自集団」（同『縮刷版 文化人類学事典』弘文堂、1994年）、356-358頁。註４、光吉前掲論文（1993ｂ）、786-787頁。清水昭俊「親族・親類」（日本文化人類学会編『文化人類学事典』丸善、2009年）、126-131頁。この他、孝本貢「家族・親族」（星野英紀・池上良正・氣多雅子・島薗進・鶴岡賀雄編『宗教学事典』丸善、2010年）、520-521頁など。

9　註４、光吉前掲論文（1993ｂ）。註８、孝本前掲論文。

10　註４、蒲生前掲論文、254頁。

11　註６、光吉前掲論文（1974）、240-243頁。

12　註７、光吉前掲論文（1966）、68頁。

13　註７、中野前掲論文、68、94頁。

14　註７、中野前掲論文、64頁。

15　註７、中野前掲論文、102-104頁。

16　竹内利美「親族関係と家連合」（『家族慣行と家制度』恒星社厚生閣、1969年、論文初出1966年）、382-383頁。竹内は、近隣組織に関しても、その集団的特質を分類し、家並原則のもと明確な集団に編成さ

れる「近隣組」に対し、定型的な集団形態を示さず、家ごとに異なる交渉圏を連鎖的にもつ任意の関係を「トナリ関係」と呼んでいる。竹内利美「村落社会と近隣組織」(『竹内利美著作集１ 村落社会と協同慣行』名著出版、1990年、論文初出1967年)、51-55頁。

17 註６、福田前掲論文、212-213頁。

18 註６、福田前掲論文、214-215頁。

19 註３、上野前掲論文、365-366頁。

20 註７、中野前掲論文、96頁。

21 註７、村武前掲論文。同、光吉前掲論文（1966)。同、正岡前掲論文（1968)。佐藤信行・岡部保博・青木由紀子「祝言・葬式の＜つきあい＞を通してみたシンルイの継続性とその限界」(『国際基督教大学学報. II-B, 社会科学ジャーナル』10、1971年)。住谷一彦・永田脩一・綾部恒雄・村上泰治「三宅島・御蔵島の社会構造」(東京都教育庁社会教育部文化課編『文化財の保護』８、1976年)。

22 東京都教育庁生涯学習部文化課『東京の民俗 ８（大島町・利島村・新島本村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ケ島村)』(東京都教育庁生涯学習部文化課、1992年)、153頁。

23 図２は、以下の文献より作成した。段木一行『離島伊豆諸島の歴史―風土・伝説・生活―』(武蔵野郷土史刊行会、1976年)、141-142頁。三宅島史編纂委員会編『三宅島史』(東京都三宅村役場、1982年)、431-430頁。内閣統計局『日本帝国人口統計 明治31年』(内閣統計局、1901年)、５頁。東京都島嶼町村会『伊豆諸島東京移管百年史 上』(東京都島嶼町村会、1981年ａ)、1202頁。同『伊豆諸島東京移管百年史 下』(1981年ｂ)、759頁。文部省管理局『文教関係災害記録集 昭和37年度』(文部省管理局、1963年)、35頁。東京連合防火協会『防災』37(10)（東京連合防火協会、1983年)、28頁。1920年～1940年、1995年は国勢調査、2000年～2020年は住民基本台帳。

24 註23、東京都島嶼町村会前掲書（1981ｂ)、775-776頁。同、三宅島史編纂委員会編前掲書、431-432頁。

25 註23、段木前掲書、298頁。沖縄開発庁沖縄総合事務局総務部調査企画課『三宅島の産業と地域振興―先進離島調査―』(沖縄開発庁沖縄総合事務局総務部調査企画課、1985年)、12頁。2010年は国勢調査。

26 蒲生正男・坪井洋文・村武精一『伊豆諸島―世代・祭祀・村落―』(未来社、1975年)、375-381頁。註21、住谷・永田・綾部・村上前掲論文、33頁。喜多村正「三宅島一漁村の社会と祭祀組織―伊ヶ谷部落調査報告―」(『琉球大学法文学部紀要』(社会学篇）19、1977年)、46頁。註22、東京都教育庁生涯学習部文化課前掲書、158頁。

27 註21、住谷・永田・綾部・村上前掲論文、39-42頁。註23、三宅島史編纂委員会編前掲書、610-612頁。

28 註23、東京都島嶼町村会前掲書（1981ｂ)、805-810頁。

29 註23、三宅島史編纂委員会編前掲書、648-659頁。佐藤源保『写真集 三宅島の神社』(私家版、1994年)。

30 註23、東京都島嶼町村会前掲書（1981ｂ)、811頁。

31 大間知篤三･浅沼悦太郎「幕末における三宅島神着村の家」(『民間伝承』24（６)、1960年ａ)、４-15頁。同「幕末における三宅島神着村の家」(『民間伝承』24（７)、1960年ｂ)、６-20頁。

32 註23、段木前掲書、143頁。

33 伊豆諸島では、かつて隠居制および夫婦単位で煮炊きを別にして暮らす慣行があった。1956年時点でも複数事例が確認されている。註21、住谷・永田・綾部・村上前掲論文、32頁。

34 註26を参照。

35 家持の流人の大部分は村の女性と結婚し、その妻は「水汲」と呼ばれた。流人は人別帳に含まれないが、水汲とその子は含まれる（21世帯)。これが家族構成を著しく複雑にしている。註23、大間知・浅沼前掲論文（1960ａ)、７頁。

36 廣瀬進吾『三宅島史考』(三誠社、1987年)、38-40頁。

37 浅沼悦太郎『三宅島歴史年表 附･伊豆諸島 改訂増補3版』(島の新聞出版部、1974（1951）年)、22-23頁。

38 註37、浅沼前掲書、24頁。註29、佐藤前掲書、32-34頁。

39 註36、廣瀬前掲書、40-45頁。

40　池田信道『三宅島の歴史と民俗』（伝統と現代社、1983年）、186頁。
41　註22、東京都教育庁生涯学習部文化課、160頁。
42　浅沼勉・浅沼弘『三宅島旧神着村 根元六十軒百姓を中心とする民家系譜』（私家版、1983年）。
43　註23、大間知・浅沼前掲論文（1960ａ、ｂ）。
44　註21、住谷・永田・綾部・村上前掲論文、45-54頁。
45　東京都教育委員会企画の「伊豆諸島文化財総合調査」の一環として、1956（昭和31）年に実施された三宅島・御蔵島調査の報告。東京都立大学・岡正雄と立教大学・宮本馨太郎の指導の下、住谷一彦（当時・都立大助手）と院生らが７月21～23日、30日～８月５日にかけて神着の社会関係を調査した。短期調査のため「予報的性格」に止まるとの断りがある。註21、住谷・永田・綾部・村上前掲論文、31頁。
46　註21、住谷・永田・綾部・村上前掲論文、33頁。
47　註21、住谷・永田・綾部・村上前掲論文、33頁。
48　註21、住谷・永田・綾部・村上前掲論文、36-37頁。
49　註21、住谷・永田・綾部・村上前掲論文、34頁。
50　註22、東京都教育庁生涯学習部文化課、158-159頁。
51　喜多村正「三宅島一漁村の社会と祭祀組織―伊ヶ谷部落調査報告―」（『琉球大学法文学部紀要』（社会学篇）19、1977年）、39-74頁。
52　バッカは、畑や住居を無償でもらう代わりに、船持ち（網元）のノリコや諸行事の手伝いをする隷属関係にある者で、血縁である必要はない。伊ケ谷では、この身分制による個人的漁業経営が社会構造の基軸をなした。註51、喜多村前掲論文、42-45頁。
53　註51、喜多村前掲論文、40-41頁。
54　註51、喜多村前掲論文、46-48頁。
55　註51、喜多村前掲論文、48頁。
56　註51、喜多村前掲論文、48-49頁。
57　註51、喜多村前掲論文、50頁。
58　註23、東京都島嶼町村会前掲書（1981ａ）、503頁。
59　註42、浅沼勉・浅沼弘前掲書。
60　2024年2月、Ｚ社への聞き取りより（調査者：川嶋麗華・柳原友子）。
61　Ａ（1947年生まれ）への聞き取りより。
62　註37、浅沼前掲書、116頁。
63　竹内利美「村落社会における葬儀の合力組織―信州の若干例について―」（『竹内利美著作集1 村落社会と協同慣行』名著出版、1990年、論文初出1942年）、292-293頁。
64　Ｂ（1953年生まれ、男性）への聞き取りより。
65　Ｃ（1953年生まれ、男性）への聞き取りより。
66　Ｄ（1976年生まれ、男性）への聞き取りより。
67　註42、浅沼勉・浅沼弘前掲書、10-11頁。
68　Ｅ（1969年生まれ、男性）への聞き取りより（調査者：柳原友子）。
69　Ｆ（1953年生まれ、男性）への聞き取りより。
70　Ｇ（1962年、埼玉県生まれ、男性、ダイビングショップ・民宿経営）への聞き取りより。
71　Ｈ（1959年、北海道生まれ、女性、ネイチャーガイド等）への聞き取りより。
72　Ｉ（1991年、東京都生まれ、男性、農業）への聞き取りより。
73　新規分家や来住者が、旧家層の慣行を真似るように生活互助関係・組織を形成することは他地域の事例でも見られることである。例えば、大場あや「地域社会と葬儀の互助組織 ―農村と町場の契約講の比較から―」（『宗教と社会』24、2018年）など。